

平成27年12月15日

事業主様
事務ご担当者様

東日本硝子業厚生年金基金

当基金解散に伴う事務手続きの変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当基金の事業運営につきまして、格別のご協力とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既報のとおり、当基金は今月下旬までに解散の認可申請を行い、平成28年1月下旬に解散の認可がおりる予定です。

認可がおり次第ご報告させていただきますが、事業所の皆様におかれましては、当基金の解散に伴い、基金への事務手続きに変更が生じます。以下の通りご案内申し上げますので、ご留意賜りますようお願い申し上げます。

敬具

1. 当基金解散に伴う適用関係に係る届出の変更について
 - ア. 当基金解散に伴い不要となる基金への届出
 - イ. 当基金解散後も必要な基金への届出
 - ウ. 当基金解散後の月額変更届、算定基礎届、賞与支払届等の届出について
2. 解散認可後の当基金掛金及び厚生年金保険料の変更について
3. 福祉給付金の請求について
4. 当基金の加入員証について

1. 当基金解散に伴う適用関係に係る届出の変更について

当基金への適用関係に係る届出が以下のとおり変更となります。

【平成 28 年 1 月に解散認可がおりた場合】

届	事由発生	平成 28 年 1 月分まで	平成 28 年 2 月分以降
① 資格取得届		現行どおり届出が必要 ※事由発生日が平成 28年1月1日から1月 31日の届出については、 掛金の発生はありません が、届出は必要です。	不要 ※但し平成28年1月分 までに発生した遡り分の 届出がある場合は、届出 が必要です
② 資格喪失届			
③ 月額変更届			
④ 算定基礎届			
⑤ 賞与支払届			
⑥ 産前産後・育児休業届			
⑦ 加入員証再交付			
⑧ 加入員氏名変更届			必要 ※清算業務完了まで
⑨ 加入員住所変更届			
⑩ 加入員の基本項目に係る 変更届			
⑪ 事業主・事業所関係変更届			

(ア) 当基金解散に伴い不要となる基金への届出

解散認可月の翌月以降に事由が発生した、上記①～⑦の届出については基金への届出が不要となります。なお、当基金解散に伴う資格喪失届の届出は不要です。

(イ) 当基金解散後も必要な基金への届出

当基金は解散認可後も2年から3年程清算事務局として清算業務を行います。清算業務が完了するまでの間、上記⑧～⑪の届出については基金への届出が必要となりますので、従来の届出用紙にてご提出ください。
なお、解散認可後、解散認可月（平成28年1月予定）の末日までに事由が発生した遡り分の届出がある場合は、清算業務完了まで基金への届出が必要となります。

解散認可月までに事由が発生した届出については、国と異動記録が相違ないように記録整備を行う必要がありますので、現行どおり当基金にご提出ください。
なお、未提出の届出があった場合は、早急に当基金にご提出ください。これに伴う掛金の遡及調整が生じた場合は、追加のご請求(または還付)をさせていただきます。

(ウ) 当基金解散後の月額変更届、算定基礎届、賞与支払届等の届出について

基金解散後は当基金から届出用紙の送付を行いませんので、年金事務所又は健康保険組合から届出用紙をお取り寄せください。なお、当基金の複写用紙の在庫をお持ちの場合は、基金分を破棄してご使用ください。

【エクセルデータにて当基金へ届書作成依頼をされている事業所】

「賞与支払届」「算定基礎届」「月額変更届」の作成にあたり、当基金のエクセルデータにて各届書の作成（磁気媒体CDも含む）を依頼している事業所におかれましては、大変申し訳ございませんが、解散後は、当基金にて作成することができませんので、他の方法をご検討くださいますようお願いいたします。

（磁気媒体(CD)で届出される場合）

日本年金機構のホームページに磁気媒体での届書作成プログラムがありますので、ダウンロードしてご利用ください。

2. 解散認可後の当基金掛金及び厚生年金保険料の変更について

解散認可に伴い、当基金掛金及び厚生年金保険料が以下のとおり変更となります。

事業所を管轄する年金事務所から「厚生年金基金脱退通知書」が届きますので、国の保険料率等の取り扱いが基金未加入の状態となっていることをご確認ください。

【平成 28 年 1 月に解散認可がおりた場合の料率（%）】

		解散前	解散後
掛金及び 保険料	月分	平成 27 年 12 月分	平成 28 年 1 月分
	納期限	平成 28 年 2 月 1 日	平成 28 年 2 月 29 日
基金 掛金率	計	8.7	無し
	事業主	6.8	無し
	本人	1.9	無し
厚生年金 保険料率	計	14.028	17.828
	事業主	7.014	8.914
	本人	7.014	8.914
合計	計	22.728	17.828
	事業主	13.814	8.914
	本人	8.914	8.914

※平成 28 年 1 月分以降は当基金の掛金率のうち代行相当部分の掛金(免除保険料)率 3.8%（事業主及び本人共に 1.9%）が代行部分の返還に伴い厚生年金保険料に加算され、上乗せ給付及び事務費に係る掛金率（事業主負担分）4.9%は以後発生しません。なお、加入員負担分は、基金解散前後において変更はありません。

3. 福祉給付金の請求について

結婚祝金、死亡弔慰金の福祉給付金の請求につきましては、平成28年1月までが支給対象となります。ご請求漏れのないよう速やかに当基金宛にご請求ください。

種類	支給対象
結婚祝金	結婚年月日が平成28年1月31日まで
死亡弔慰金	死亡年月日が平成28年1月31日まで

※解散認可後も、平成28年1月31日までに遡って事由が発生した場合は、請求を受け付けておりますのでご請求ください。

4. 当基金の加入員証について

基金の加入員証は従来、基金年金の裁定請求時に添付する必要がありましたが、当基金解散に伴い、今後は不要となります。なお、加入員証の返却は不要です。

【お問合せ先】

東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026
東京都墨田区両国 4-36-6
Tel 03-3633-6445
Fax 03-3633-7125